

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第19回）議事録

1 日 時 平成21年6月15日（月）17:00～17:35

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、村井 純（主査代理）、伊東 晋、村上 輝康、根岸 哲、安藤 真、大谷 和子、岡田 仁志、多賀谷 一照、長田 三紀、中村 伊知哉

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、河内官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、淵江事業政策課長、渡辺電波政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、そろそろ定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第19回）」を開催させていただきます。

本日は、前回の関係者からのヒアリング及び前々回の委員会におけるご審議を踏まえまして、答申（案）について審議をいたしたいと存じます。

それでは、まず事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第の後、資料1といたしまして前回の当委員会の議事概要をお付けしております。資料2といたしまして、答申（案）をご用意しております。23ページまでございます。資料3といたしまして、A4横の資料、答申（案）の参考資料でございます。こちらが両面コピーで51ページまでございます。資料4といたしまして、今後のスケジュール（案）1枚ものをお付けしてございます。

それから参考資料1といたしまして、昨年12月に取りまとめていただきました検討アジェンダ。そして参考資料2といたしまして、昨年6月にまとめていただいております中間論点整理をお付けてしてございます。

以上、過不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと存じます。資料2、そして資料3につきまして、秋本さんから説明をお願いいたします。

(2) 答申(案)について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、主として資料2を用いまして、ご説明をさせていただきます。資料2は、前々回の当委員会に提出し、ご審議をいただきました「取りまとめの方向性」の案を修正したものでございます。前々回の委員会の審議、そして前回の委員会におけるヒアリングを踏まえた修正でございます。修正点を朱書きでお示ししておりますので、修正事項を中心にご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。最初に、放送の完全デジタル化のところに「テレビ」という言葉を追加いたしております。これは正確を期すための追加でございます。

その次にインフラ面の整備「だけでなく」という点を、インフラ面の整備「に加え」と修正をいたしております。「だけでなく」と申しますと、インフラ面の整備がもう終わったような語感がありますことから、インフラ面の整備は引き続き続けていくと、世界最先端であり続けるということに加えて、インフラを最大限に活用できる政策を展開することが肝要という趣旨に変えてございます。

それから下のほうに参りまして、現行の法体系のところの2つ目のパラグラフ。ここは記述を簡略化してございます。次ページに表をお付けしてございますので、言葉を費やさずとも、政策課題に対応するため、逐次、法制が整備されてきたと言えは足りると考えまして、事務局の考えで、ここは簡略化をしてございます。

それから、その次のパラグラフでございますが、前々回の当委員会におきまして、委員の方から「技術的には可能な」という記述はもう可能になっているので、「可能性がより一層増大する」2010年以降を展望したときに、法体系が合理的なものかどうかという趣旨に修正するべきであるというご指摘がございましたので、まず、この点を修正してございます。

それから現行の法体系が、放送や通信業務を行おうとする方々のみならず、利用者や受信者の方々にとってもよりよいものであるようにという点につきましても、委員の方からご指摘がございましたので、「利用者及び受信者や」という記述を追加させていただいております。

また、「簡素でわかりやすい」という点につきましては、もうちょっと上位概念を使って言葉遣いを工夫すべきではないかというご指摘が委員の方からございましたので、「合理的な」制度なのかという点は、改めて問い直さなければならない」と修正を加えてございます。

2ページにお進みいただきたいと思っております。(3)でございますが、3つの視点と3つの目的としてございましたが、これも前々回の当委員会におきまして、3・3にこだわる必要はないのではないかと。12月の検討アジェンダや昨年6月の中間論点整理でも「情報の自由な流通の促進」あるいは「情報通信の安全性・信頼性の確保」という点が目的として掲げられており、この点についても目的として記述すべきではないかというご指摘をいただきましたので、この点を追加させていただきます。

また、「さらに」という形で、「法体系の国際的な整合性を考慮すべきである」という点につきましても、前々回の委員会で委員の方からご指摘がございましたので、この点を追加してご紹介します。

それから3ページにお進みいただきたいと思います。伝送設備規律のところ、(1)の電波利用の柔軟化につきまして、「通信・放送の融合・連携型のサービスなど新たな電波利用を促進し、新産業の創出等を図るため、電波利用の柔軟化を行うことが必要。その際、グローバルマーケットの動向も踏まえ、我が国産業の国際競争力を強化する視点が重要である」という4行を最初に追加してご紹介します。この記述につきましては、前々回の委員会に欠席されました委員の方に、事後的に事務局からご説明をさせていただいた際に、こうした視点の重要性をぜひ記述すべきであるというご指摘をいただきましたので、追加させていただいているものでございます。

お許しいただければ、お進みいただきまして、修正点の説明をさせていただきます。9ページにお進みいただきたいと存じます。

放送・有線放送の安全・信頼性の確保につきまして、前々回の当委員会に提出させていただきました「取りまとめの方向性」の案では、「重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当である」という記述まででございました。前々回の当委員会で委員の方から、行政に重大事故の報告をするだけではなくて、事故情報を利用者等に周知する、その周知の在り方について、別途検討を進めることが適当であるという趣旨のご意見を頂戴しましたので、その点についての記述を追加しているところでございます。

お進みいただきまして、11ページ、コンテンツ規律の箇所でございます。

(1)メディアサービス(仮称)の範囲につきまして、その最終パラグラフ。「そのため、今般の新たな法体系におきましては、「メディアサービス」の範囲をいわゆる従来の「放送」に止め、その「概念」を維持し」としておりましたが、「概念」に加えまして、「名称」を維持すると追加して記述をさせていただいております。これは前回のヒアリングにおけるご意見をも踏まえた修正でございます。

このように概念・名称を維持するをいたしましたので、12ページ以降では「メディアサービス」という言葉は使ってございません。

(3)は「具体的規律」という見出しとし、①の見出しも「一定の放送を確保するための規律」と改めてございます。

12ページの下の方に目を向けていただきまして、記述を若干改めております。地上放送、特別衛星放送は、基本計画の対象とする、一般衛星放送は、基本計画の対象外とする。電波利用の柔軟化によりまして、新たに実現される放送につきましても、基本計画の対象外とする方向とするしております。この点につきましては、前々回の当委員会におきまして、一般衛星放送、CS放送につきましては、社会的な通念が確立している一方、電波利用の柔軟化、すなわち電気通信業務用の無線局の柔軟化によって実現される放送、放送用の無線局によって実現される他の放送については、社会的な通念が確立していないことから、一般衛星放送とは分けた記述としております。ただ、基本計画の対象外とする方向とするという方向感はお示ししているところでご

ざいます。

お進みいただきまして、13ページ、見出しのところでございます。②の見出し、「業務開始の手続等」としております。「等」と加えておりますのは、前々回のこの委員会で、この②のウの箇所につきまして、パラグラフによっては、業務開始の手続ではないのではないか、業務開始後の規律ではないかというご指摘を頂戴しました。確かに仰せのとおりでございますので、見出しを「業務開始の手続等」と改めているところでございます。

お進みいただきまして、修正点でございます。15ページ、③番組規律のアの最後の「・」のところでございます。「ショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受け」の後の記述を簡略化してございます。「高まりを受け、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め」という記述を後にずらしまして、「範囲を含めて具体的な検討を進め、その検討結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当」と改めております。

15ページの最終行につきましては、「その緩和」がどの緩和か明確ではございませんので、「表現の自由享有基準の緩和」ということを明示しているものでございます。

16ページの見出しの修正は、先ほどと同趣旨でございます。

17ページ、「オープンメディアコンテンツ」という言葉が突然出てくる形になってございますので、昨年12月にお取りまとめいただきました検討アジェンダに合わせまして、「公然性を有する情報通信コンテンツ（オープンメディアコンテンツ）」といたしております。

また次の修正点でございますが、このオープンメディアコンテンツの違法・有害情報への対応につきまして、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法に任せる、ゆだねる、多少投げやりなニュアンスがあるのではないかというご指摘を前々回の当委員会で頂戴いたしました。その点を踏まえまして、青少年インターネット環境整備法で施行後3年以内に必要な措置を講ずるとされていること等々から、「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当」と記述を改めてございます。

18ページの有害情報への対応についての修正も同趣旨の修正でございます。

お進みいただきまして、19ページでございます。

7の（1）に、「また」以下の文章を追加してございます。前々回の委員会に提出いたしました「取りまとめの方向性（案）」では、提供条件の説明義務、苦情処理義務、事業の休廃止に係る事前告知義務といった利用者向けの情報提供義務の整合化を図るところまで記述をしてございました。前々回の当委員会におきまして、これらの規定の整備を図ることはむしろ当然といたしまして、今後、通信・放送サービスの高度化に伴いまして、相談事例も複雑化してくる。そこで通信・放送分野の業としての特殊性等を踏まえて、より有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当であるというご指摘、ご意見を承りましたので、その点の記述を追加してございます。その際、迅速かつ柔軟な事業展開の促進を過度に阻害しないよう配慮することも重要であるという記述も追加してございます。

21ページにお進みいただければと存じます。

その他の論点の（1）のNHKのところでございます。ここは記述の明確化でございまして、

まずアにつきましては、地上放送について放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とするをいたしましても、NHKにつきましては、現状どおり、両方、放送施設の設置と放送の業務それぞれを行っていただき、またそれぞれの行政手続を行う必要があるとすることが適当であると明確化をしたところでございます。

次にイでございますが、放送の業務につきまして、この放送が広義の放送なのか、狭義の放送なのかという点を明確化するため、「法定された」放送の業務を行うために法律により特別に設立された特殊法人であるという点を明確化したものでございます。

お進みをいただきまして、9の総括のところでございます。

まず、目的を3つではなく5つにしたことに伴いまして、(1)から(5)までの目的にそれぞれの主要な制度改革、制度整備事項を振り分けてございます。また、集約・大括り化という言葉遣いについても、統一的にすべきであるというご指摘を賜りましたので、その旨留意したつもりでございます。

(2)情報の自由な流通の促進といたしましては、ホワイトスペースの活用と基本計画の対象外の放送について、必要最小限の適格性のみ確認し、柔軟な事業展開を促進する点を挙げてございます。

また(3)迅速かつ柔軟な事業展開の促進、経営の選択肢の拡大につきましては、電波利用の柔軟化、免許不要局の範囲の見直しという点と、放送の経営の選択肢の拡大、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者で行うか、複数事業者で分担して行うかについて、選択して申請できる制度の整備。そして、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則につきまして、具体的な要望等に基づき、必要に応じて緩和、または弾力化について検討と。

それから、情報通信の安全性・信頼性の確保につきましては、放送・有線放送について重大事故の報告義務、設備の維持義務の規定の整備を図ることについて言及してございます。

また、(5)利用者・受信者の利益の保護につきましては、安全・信頼性の確保を(4)として一つ起こしておりますので、この記述を削り、番組規律と利用者保護規律の充実の2点について挙げさせていただいているところでございます。

資料2につきまして、修正点を主体にご説明をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を受けまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いを申し上げます。

根岸委員、お願いいたします。

【根岸臨時委員】 最初の目的のところに入れるのか、中に入れていただくのか、あるいは最後になるかもわかりませんが、ご検討いただきたいということで、必ずそう言ってくださいという意味ではありませんが、「競争」という言葉はやはりどこかに入れていただくと。国際競争力はありますが、このような目的をどう達成するかというか、競争よりももちろん上位の目的があつて、それよりも下位なのかもわかりませんが、例えば、電気通信事業法は、多分この法体

系の在り方を考える上で非常に重要な法律だと思えますけれども、そこには公正な競争の促進ということも書いてあり、前回もそのようなご発言もありましたので。そして、この文章の中に内在しているとも読めますが、どこか「競争」あるいは「公正な競争」という言葉がよく使われますけれども、私自身は「公正」だけじゃなくて、「自由」というのと両方入れてほしいと思えますが、それも含めまして、ご検討いただきたい。どこかにという意味でございませう。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

多賀谷委員、お願いいたします。

【多賀谷専門委員】 今、根岸委員がおっしゃった「競争」という要素を入れる限り、そこには市場がなければいけないと思うのですが、この場合、市場はどこにあるとお考えでしょう。

【根岸臨時委員】 電気通信事業なら、もちろん市場は通常観念できますよね。それから放送を考えてみますと、放送はトゥー・サイド・マーケットというか、二面市場というか、広告もあるし、放送そのものもありまして、無料で放送を受けるのは、それは狭い意味での市場ではないかもしれませんが、しかし、全体としてみれば市場を観念できるわけです。しかし、別に厳密に市場の画定をここでやろうというわけではございませう。

【長谷部主査】 よろしゅうございませうか。

【多賀谷専門委員】 放送外といいますか、要するに通信・放送融合的なところと、それから放送との間のある種の市場になるかもしれないということをおっしゃったと思うのですが、この法律の体系では、そこを市場ととらえるのがちょっと難しいのではないかという気がするのですが。

【長谷部主査】 これはちょっと検討させていただければと思えますが。

【多賀谷専門委員】 長谷部さんが、そのうち論文でも書いてください。

【長谷部主査】 わかりました。そういう学術的な約束でしたら、よろこんでいたします。

ほかにはいかがでございませう。

安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 先週休んで、この会議の前に答申の案を読ませていただきまして、感じたことを述べさせていただきます。

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会としての答申ということで、この案を、いずれパブリックコメント等で読んでいただいて、また意見をいただくと、そのときにわかりやすくという意味で少し考えたのですが、今回の書きぶりは1に法体系見直しの必要性が書いてありまして、その中には2ページ目にあるような現状と言うのでしょうか、現行の法律制度があって、そのすぐ下に、これはかなり重要な、結論に近いような視点と、5つの目的が書いてあります。

その後の2から5の位置づけが、どういう位置づけなのかなという形で読むときに、例えば、2は伝送設備規律ですが、これは読んでみると伝送設備規律の視点から見直しの方角性が書いてあることがわかります。それで3も4も5も、そういう意味で同じなのですが、最後の総括に、具体的に2から5までの視点を全部まとめて総括されている。具体的には、3つに

は大括りしたらいいとか、あとはその後の個別の改革事項が書いてあるという形になっているものですから、2から5までの位置づけがわかるようにしたほうが読みやすいのかなという気が個人的にはしました。

具体的には、この総括に書いてある内容が、例えばですけれども、伝送設備規律のところを言いますと、伝送設備の表でいきますと、電波法と有線電気通信法とありますが、議論、あるいはこの改革の主な中身は電波法にあるということが読めばわかるのですけれども、有線電気通信法はあまり触れていないとか、そういうような意味の結論みたいなものも少し各節、2から5の間にも書いていただけたほうがわかりやすいかなという気が、ちょっと個人的にしました。

いかがでしょうか。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

この文章が今こういう構成になっていますのは、安藤先生がおっしゃるとおり、この後パブコメに出すということなのです。パブコメに答えていただけそうな方は、大体玄人筋の方々に、大体従来の議論の経緯、検討アジェンダ等、それ以前の報告書も含めて、おわかりの方々がお読みになるという前提からすると、2から5は確かに率然とぶっきらぼうには書いてあるのですが、これはこれで法律のどこがどうかかわるかがかえって明確になっているという意味では、むしろ玄人筋の方にはかえってわかりやすいかなという感じを持っています。

ただ、安藤先生がおっしゃる点、そういう配慮も必要な点はあるかと思しますので、これはいかがでしょうか、どう変えるかというのは。

【安藤専門委員】 私としては、ちょっとそのような懸念を申し上げたので、主査に一任という扱いで結構だと思いますけども。

【長谷部主査】 さようでございますか。では、申しわけありませんけれども、そういうことをお願いをできればと思います。ほかにはいかがでございましょうか。

大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。

前々回に申し上げればよかったかなと思ってはいるのですが、資料の13ページで、放送のための規律の概略が掲載されている中で、基本計画の対象となるものとならないものとの区別をして、ウの部分で、基本計画の対象とならない放送についても、基本方針を必要に応じて明確にするとありまして、この基本方針の明確さというのは、この新しい法体系の中で、どのように位置づけられるのかということが、いま一つ、ちょっと腑に落ちないというか、法体系の中の話なのか、それともすぐ上の行に書いてあるように行政の透明性のために、行政が自発的に制度とは別にやるものなのか、法体系の中でどのように位置づけを整理されているのかを確認しておきたいと思ひまして、これは質問とさせていただきます。

【長谷部主査】 明確にできる範囲内で、お願いできますか。

【秋本融合戦略企画官】 まず、基本計画につきましては、13ページにございます参入手続におきまして、認定制か、登録制かという違いに結びつくものでございますので、この基本計画につきましては、法律事項になるだろうと私どもは考えてございます。

他方で、今、大谷委員からご指摘のございました基本計画の対象とならない放送について、健全発達を図るための基本的方針を明確にしていく際に、これが法律事項になるのかならないのかという点につきましては、なお検討を要する点とっておきまして、大谷委員ご指摘のとおり、行政の透明性との観点から定めれば、法律事項にならないかもしれませんし、あるいは何らかの法律事項に結びつけるということも全くあり得ないわけではないと考えてございますが、今のところは今後の検討課題、制度設計に当たっての検討課題と考えてございます。

【長谷部主査】 ということ、よろしゅうございますでしょうか。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。

ちょっと法律事項になる可能性もあるとお伺いすると、まだどういう形でというのは見えませんが、おそらく基本計画に明確に定められる、法律事項として定められたものについては、やはり各企業とかプレイヤーにとって先行投資などの材料にもなるものですが、その基本方針の位置づけがよく定まらない中で、行政としてはこうしたいんだという意向が文章で示されたときに、それを実際のプレイヤーがどう受け止めていったらいいのかがあいまいになりますと、自由な経営などが促進されるよりは、逆に萎縮効果をもたらすおそれもあるのかなとと思っていて、どういう位置づけになるのかは、少し議論をして、慎重な対応が必要なのかなと。法律事項にならないのであれば、それは自由にとらえればいいと思いますけれども。これは意見でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただ、明確になるか否かという大谷委員のお話は、基本的には、あらかじめ一定のゲームのルールが明確になっていることが望ましいというふうにお伺いしたのですが、それは法律事項になっているか否かとは、必ずしも論理的には結びつかないような気がいたします。

そこはなるべく、競争を阻害しないような形でということ、少し考えさせていただければと思います。

村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 今の12ページの一番下の赤い部分ですけれども、一般衛星放送は基本計画の対象外とすると、また、電波利用の柔軟化により実現する放送も基本計画の対象外とする方向とすることという記述になっておりますが、前回、私が問題提起した点と微妙に違っているのですけれども、こういう表現をすれば、一般衛星放送は基本計画の対象外と。また、電波利用の柔軟化により実現する放送「は」基本計画の対象外とする方向とすることというふうに、「も」で2つの世界にするということではなくて、現在あるものを限定列挙して、それについて記述する形で、これからの技術革新を挙げておいていただいたほうがいいかなということで、「放送は」と表現していただければと思います。

【長谷部主査】 それは特に問題ございませんですね。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

伊東委員、お願いいたします。

【伊東委員】 ちょっと細かいことでございますが、15ページの上から2行目でございます。

この表現で十分意味はとれると思いますけれども、「番組準則はすべての放送について必要と考えられる」でいったん文章を切っていただいた方がよろしいかと思ひます。それで「。」で切つて、「一方」という形で後ろへつなげていただいた方が、番組準則がすべての放送について必要と考えられるというところがよりクリアになるのではないかと思ひます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

いかがでございましょうか。大体においては、審議は尽きたと考えてよろしゅうございませうでしょうか。

そういたしましたら、本日頂戴したご意見の内容を見る限りでは、これは私の判断でございませうが、6月23日に委員会を改めて開催しなくとも、本日のご意見を踏まえまして、適宜修正をすることで意見集約をするということによろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【長谷部主査】 それで申しわけないのですけれども、修正の具体的な内容につきましては、私にご一任を頂戴できれば大変助かります。よろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

そして、さらに修正を加えました答申(案)につきましては、パブリックコメントの手続を事務局にとっていただくようお願いをいたしたいと存じませうが、パブリックコメントの手続を含めまして、今後のスケジュールの案につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

(3) 今後のスケジュール、次回会合、閉会

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料4をご覧くださいと存じませう。

今後のスケジュールの案でございませうが、本日の法体系委員会を終えませう後、必要な加除修正を加えまして、主査にご確認をいただき、パブリックコメントの手続に入つてはいかがかと思ひつております。また、パブリックコメントにかけた案を、7月6日の情報通信政策部会、10日の情報通信審議会総会にご報告し、ご審議をいただくことではいかがかと思ひてございませう。

パブリックコメントにつきましては、通常どおり、4週間程度の期間をとりまして、6月、仮に中旬にパブリックコメントを始めたといひますと、7月中旬にパブリックコメントを締め切り、締め切つたパブリックコメントの内容を見まして、必要な修正を答申(案)に加えていく。7月下旬以降に再度、委員会の開催をお願いできればと思ひております。

今後のスケジュール(案)については、以上でございませう。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。ただいま、ご説明いただきましたスケジュール(案)につきましては、ご意見等ございませうでしょうか。

よろしいようでしたら、7月6日に予定されております情報通信政策部会、それから7月10日に予定されております情報通信審議会の総会におきまして、パブリックコメントにかけている募集中の答申(案)の内容につきましては、報告をいたしたいと存じませう。

それでは、本日の議題は以上でございませうが、最後に全体を通じて何かご意見等はございませ

んでしょうか。特にないようでございましたら、本日の審議はこれにて終了いたします。

最後に秋本さんから、次回の会合について、何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 次回の会合が第20回の会合になります。この20回の会合につきましては、パブリックコメントの募集終了後に開催いたしたいと存じますので、日時、場所等、委員の皆様と調整させていただいた上で、別途お知らせをさせていただければと思っております。

以上です。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第19回）」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以 上